

令和 7 年 1 1 月 7 日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1 被処分者及び処分の種類

施設職員 戒告

2 処分発令日

令和 7 年 1 1 月 6 日

3 処分の理由

職員就業規則違反

4 事案の概要

施設職員が休日に施設を無断で私的に利用する、勤務時間中に施設に配備されているパソコンや自身のスマートフォンを利用して業務と関係のないインターネットサイトの閲覧や個人のブログへの書き込み等を繰り返し行う等していたもの。

以上

令和 7 年 1 1 月 7 日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1 被処分者及び処分の種類

施設職員 減給

2 処分発令日

令和 7 年 1 1 月 7 日

3 処分の理由

職員就業規則違反

4 事案の概要

施設職員が、自身が所属する施設利用者の個人情報了他施設に所属する職員に提供する等していたもの。

なお、これらの情報に関する組織外への漏洩は確認されていない。

以上